

加賀都市計画道路の変更について（石川県決定）

都市計画道路中 3・3・1 号加賀国道線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経由地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・3・1	加賀国道線	加賀市 箱宮町 マ字	加賀市 熊坂町 西之部	松山町 西島町 中代町 箱宮町 奥谷町	約 15,230m		4車線	28m		
	構造形式の内訳		加賀市 箱宮町 マ字	加賀市 分校町 ヤ字	箱宮町	約 800m	嵩上式	/	50m		
			加賀市 熊坂町 戌之部	加賀市 熊坂町 西之部	奥谷町	約 1,870m	地下式		18.5m		
				約 12,560m	地表式	28m ~38m	J R 北陸本線、「北陸 新幹線」と立体交差 幹線道路と平面交差 8 箇所				

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

一般国道 8 号の一部区間である 3・3・1 号加賀国道線は、加賀市箱宮町から北陸自動車道加賀インターチェンジ付近の加賀市熊坂町までを結ぶ都市間交通の骨格を成す主要幹線道路として重要な役割を担う路線である。

今回、加賀市熊坂町地内（熊坂交差点）から福井県あわら市牛ノ谷地内まで約 4.6km について、平成 29 年度に発生した大雪により県境部において大きな交通障害が発生したことを契機に道路機能の見直しを行い、重要物流道路としての道路ネットワークの構築に加え、冬期の道路交通機能の強化を図るため、石川県区間である熊坂交差点から県境部までの約 3.3km について新たに 4 車線計画にて都市計画決定を行い、より安全で円滑な交通の確保を図るものとする。

1. 都市計画道路中 3・5・52 号温泉中央南線、3・5・56 号桂木線を次のように変更する。
2. 都市計画道路中 7・6・15 号温泉東山線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・52	温泉中央南線	加賀市 山中温泉 本町一丁目	加賀市 山中温泉 こおろぎ町	加賀市 山中温泉 湯の出町 山中温泉 南町 山中温泉 本町二丁目	約 1,230 m	地表式	2車線	13m (9m, 13m)		
	3・5・56	桂木線	加賀市 山中温泉 本町一丁目	加賀市 山中温泉 西桂木町	加賀市 山中温泉 湯の本町	約 790m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理由

加賀都市計画道路（山中温泉地区）について、近年の人口減少、少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化と共に、歴史的資源や既存まちなみの保全、地域コミュニティの維持といったまちづくりの方向性や道路の必要性に変化が生じてきたため、長期未着手となっている路線について検証を行い、次の通り変更する。

- 1) 3・5・52 号温泉中央南線は、昭和 37 年に山中温泉街の中心部を南北に縦断する幹線道路として都市計画決定されている。

今回、起点部（山中温泉本町一丁目地内）から総湯「菊の湯」（山中温泉本町二丁目地内）までの約 350m 区間については、沿道には家屋や商店が密集しており、整備による地域に与える影響が大きく、また、地域コミュニティの喪失が懸念されることから当該区間を廃止し、並行する主要地方道山中伊切線に線形を変更するものとする。

また、昭和 46 年に廃線となっている旧北陸鉄道山中線の山中駅交通広場区域約 3,500 m<sup>2</sup>についてもあわせて廃止するものとする。

- 2) 3・5・56 号桂木線は、昭和 56 年に山中温泉街を南北に縦断する幹線道路として都市計画決定されている。

今回、起点部（山中温泉東町一丁目地内）から白鷺大橋詰交差点（山中温泉本町一丁目地内）までの約 120m 区間については、7・6・15 号温泉東山線の廃止及び 3・5・52 号温泉中央南線の線形変更に伴い、都市計画道路網としてのネットワークを確保するため、並行する加賀市道 D 第 319 号線に線形を変更するものとする。

3) 7・6・15号温泉東山線は、昭和37年に大聖寺左岸に位置する山中温泉市街地の外郭を形成する生活道路として都市計画決定されている。

本路線沿道には、旅館や民家が密集しており、整備による地域に与える影響が大きく、さらには、周辺に代替機能を有する主要地方道山中伊切線や市道があり、必要性が低いことから、全区間の約860mについて廃止する。